

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

職務限定職員募集

業務内容	1106 生活困窮者に対する訪問等による相談・生活支援業務 ※生活困窮とは、経済的に困窮し最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう
1 勤務場所・募集人数	川崎市総合福祉センター（中原区上小田中）3名
2 職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金特例貸付借受人への訪問・相談支援（※生活福祉資金特例貸付とは、新型コロナウイルスの影響を受け、収入が減少した世帯への特例の貸付制度） ●生活福祉資金特例貸付借受人の償還（返済）の支援 ●相談記録作成、統計や事務所内での事務 ●関係機関と連携した支援 ●生活困窮者の地域への理解促進、地域活動の企画
3 応募資格	<p>下記（1）及び（2）を満たす方</p> <p>（1）「社会福祉士」、「精神保健福祉士」のいずれかの資格をお持ちの方、または、社会福祉協議会、自立相談支援機関や福祉事務所等で生活困窮者に対する相談支援業務経験がある方（1年以上）</p> <p>（2）パソコン（Word・Excelなど）の基本操作ができる方（※Wordによる文章作成（編集・体裁の調整）、Excelによる文字や数値の入力（関数の使用・統計処理）、インターネット閲覧・検索、メールの送受信）</p> <p>※運転免許があると尚可 ※日常的英会話（TOEIC 730点以上等）可能な方 尚可</p>
4 勤務形態	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務日：月曜日から金曜日 ●勤務時間：7時間30分 午前8時30分～午後5時 ●休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※休日に出勤がある場合は振替 ●定年：68歳 ●その他：有給休暇（付与日数：5日）、特別休暇あり
5 給与	<ul style="list-style-type: none"> ●給与：月額 258,000円～（毎月21日支払 昇給有） ●経験加算：有り※社協、自立相談支援機関、福祉事務所等で生活困窮者に対する相談支援業務に従事した期間 ●手当等：時間外勤務手当、通勤手当（ただし上限55,000円/月）、期末手当（2.0ヶ月/年） ●社会保険完備、雇用保険・労災保険加入、退職共済加入（退職金あり） <p>※退職共済加入は年齢による制限があります</p>
6 採用予定日	令和7年1月1日（試用期間6ヵ月）
7 応募方法	<p>履歴書（写真貼付）、職務経歴書を令和6年11月18日（月）午後5時まで郵送（必着）または持参</p> <p>※履歴書上部欄外に希望する番号を赤字で記入（例：1106生活困窮者相談支援）</p> <p>◎必ず連絡が取れるメールアドレスを履歴書に記入すること</p>
8 採用試験	<p>（1）書類選考 （2）面接及び小論文試験（書類選考通過者のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験日（予定）：令和6年11月28日（木） ※時間などの詳細は書類選考通過者のみに通知します。 ●試験会場：川崎市総合福祉センター（エポックなかはら） ●試験結果：合否にかかわらず本人に通知（電話による問合せはお断りします）
9 申込み・問合せ先	<p>社会福祉法人川崎市社会福祉協議会</p> <p>〒211-0053 神奈川県川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター6階</p> <p>TEL044-739-8710//FAX044-739-8737（総務部庶務課 担当 田中）</p>
10 個人情報の取扱	<p>本募集に提出された書類は、採用選考のみに使用し、それ以外の使用はいたしません。</p> <p>なお、提出書類についてはお返しできませんのでご了承ください（選考終了後、本会規程に沿って廃棄処理します）。</p>